

EU の認可事業者 (AEO) 制度

ブリュッセル・センター

一定の基準を満たす貿易関連事業者に対して通関手続きの優遇措置を与える認可事業者 (AEO) 制度が 2008 年 1 月から EU で導入された。同制度に基づく優遇措置は 2008 年 1 月から一部の適用が開始され、2009 年 7 月にすべての措置が適用される。同制度の対象となる事業者には輸出入業者だけでなく製造業者、貨物取扱業者、倉庫業者、運送業者も含まれており、大きな影響を及ぼす同制度の概要について以下に解説する。

目次

1 . AEO の制度導入の背景・経緯	2
(1) これまでの経緯.....	2
(2) 主要点と導入スケジュール.....	2
2 . AEO 資格の内容と取得基準	3
(1) AEO 資格のタイプと対象者	3
3 つの AEO 資格	3
申請できる事業者.....	4
(2) AEO 資格取得者への優遇措置と利点	4
(3) AEO 資格取得の基準	5
4 つの基準	5
各基準の内容	5
3 . 申請と取得後の監視.....	6
申請場所	6
監視	7

1. AEO の制度導入の背景・経緯

一定の基準を満たす貿易関連事業者に通関手続きの優遇措置を与える認可事業者（AEO：Authorized Economic Operators）制度が2008年1月からEUで導入された。この制度の概要について以下に解説する。

(1) これまでの経緯

欧州委員会は2003年7月、偽造品や危険物の取引およびテロ対策で安全な国際的サプライチェーンを保証する施策として、セキュリティ問題に関する一連の措置を提案した。その一環として「共同体関税規則のセキュリティ上の改正¹（改正関税法）」が2005年5月に公布された。この改正ではEU域外と取引される製品のセキュリティを強化する措置が導入されたが、EU域外との国境を通過する製品情報の事前提出などと並んで、改正の最大の項目となったのが、信頼できる貿易業者に通関手続きを簡素化する優遇措置を提供するAEOの導入である。これに続いて2006年12月には、改正関税法施行規則²が採択された。

(2) 主要点と導入スケジュール

改正関税法に示されたAEOに関する主要点は以下のとおりである。

- ・ EU加盟各国は、管理システムや財務の健全性、コンプライアンスに関連する共通基準を満たす貿易関連事業者に対して、AEO資格を与え、通関手続きで優遇措置を適用する。
- ・ 1つの加盟国でAEO資格が与えられれば、他の加盟国でも同様に認知されるべきであるが、他の加盟国の優遇措置が自動的に受けられるわけではない。ただし、他の加盟国は、AEOが手続き簡素化について一定の要件を全て満たしていれば、優遇措置を与えなければならない。
- ・ 他の加盟国は、AEOから手続き簡素化の要請があれば、AEO資格を与えた別の加盟国がすでに完了している事業者の審査を再度実施する必要はない。なお、他の加盟国における手続き簡素化の優遇措置は、関係する税関当局間の協定で調整することもできる。

2006年12月の施行規則に定められた導入スケジュールは以下のとおりである。

- ・ 共通リスク管理の枠組みが2007年初めより、税関当局によるリスクに基づく管理を支

¹ Security amendment of the Community Customs Code: Regulation(EC)No.648/2005 of 13 April 2005

² COMMISSION REGULATION (EC) No 1875/2006 of 18 December 2006 amending Regulation (EEC) No 2454/93 laying down provisions for the implementation of Council Regulation (EEC) No 2913/92 establishing the Community Customs Code

援するために使われる。このリスク管理システムは 2009 年までに完全にコンピュータ化される。

- ・ 2008 年 1 月 1 日から AEO の規定が適用される。
- ・ 2009 年 7 月 1 日から貿易事業者は、EU 内に持ち込む製品、EU から持ち出す製品に関する情報を事前に税関当局に提出することが義務付けられる。

なお簡易申告制度などは AEO 資格がなくても受けられるが、2010 年には関税法の再改正も予定されており、簡素化措置は AEO の認可事業者に限定される可能性がある。

2 . AEO 資格の内容と取得基準

2007 年 6 月に欧州委員会が発行した AEO に関するガイドライン³では、AEO への優遇措置や取得基準などが詳細に記されている。これを基に主要点を解説する。

(1) AEO 資格のタイプと対象者

3 つの AEO 資格

AEO 資格には以下の 3 つのタイプがある。

- 1) 税関手続きを簡素化する優遇措置 税関のコンプライアンス基準や適切な記録保持基準、財務の健全性の基準を満たす、EU 内で設立された事業者を対象とする。資格を取得すれば、税関手続き簡素化や物理的検査・提出書類の軽減などの優遇措置が適用される。
- 2) セキュリティ・安全性コントロールにおける優遇措置 上記の基準に加えて、適切なセキュリティ・安全性基準を満たす事業者が対象。資格を取得すれば、税関からの事前通告、簡易申告の提出データの軽減、物理的検査・提出書類の軽減などの優遇措置が適用される。
- 3) 税関手続きの簡素化とセキュリティ・安全性の両方の優遇措置（ジョイント資格）
上記の両方の優遇措置の適用を望む事業者が対象となる。

³ “ Authorised Economic Operators Guidelines ” (TAXUD/2006/1450) 29 June 2007
(http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/policy_issues/customs_security/AEO_guidelines_en.pdf)

申請できる事業者

AE0 資格を申請できる事業者とは、「事業の中で関税法が対象とする活動に関与する者」である。このため EU 内のサプライヤーで、EU 内の製造業者に対してだけ原材料を供給するような、税関業務に関与しない事業者には申請資格はない。同様に、EU 内だけで製品の流通に従事する運輸業者にも申請資格はない。

AE0 を申請できる事業者は、直接的な貿易業務に従事するものには限定されない。製造業者で製造する製品が輸出され、輸出手続きは他の業者が行う場合も申請できる。対象となる事業者には製造業者、輸出入業者、貨物取扱業者、倉庫業者、運送業者が含まれる。また税関の監督に従って製品を取り扱う事業者、こうした製品に関するデータを処理する業者もセキュリティ・安全性の AE0 資格を申請できる。

(2) AE0 資格取得者への優遇措置と利点

AE0 資格を取得した事業者の優遇措置や利点には以下のようなものがある。

- ・ 物理的検査および提出書類の軽減：3 種の AE0 資格全部に対して 2008 年 1 月から適用。
- ・ 税関が検査を実施する場合の優先的取り扱い：3 種の AE0 資格全部に対して 2008 年 1 月から適用。
- ・ 検査の実施場所の選択：3 種の AE0 資格全部に対して 2008 年 1 月から適用。遅延を最小限にすることができるか、またはコストを削減できる場合には、税関検査を別の場所で実施できる。ただし、関連の税関との合意に基づくものとする。
- ・ 税関手続きの簡素化：税関手続き簡素化の AE0 資格、またはジョイント資格の保持者に対して、2008 年 1 月から適用。関税法では、簡素化手続きを受けるのに AE0 資格を持つ必要はないが、AE0 資格があれば、税関当局は既に AE0 審査時に検証した諸条件を再審査することはない。
- ・ 簡易申告のための提出データの軽減：セキュリティ・安全性の AE0 資格、またはジョイント資格の保持者に対して、2009 年 7 月から適用。AE0 資格を持つ輸出入業者は自動的にデータを軽減した簡易申告ができる。AE0 の運輸業者・貨物取扱業者・通関業者については、AE0 資格を保持する顧客のためだけにこの優遇措置を活用することができる。
- ・ 事前通告：セキュリティ・安全性の AE0 資格、またはジョイント資格の保持者に対して、2009 年 7 月から適用。製品の物理的検査を実施する場合、製品が EU に到着または EU から発送される前に、税関は AE0 に対して検査の実施を通告する（ただし、検査に支障

- が生じる場合には、税関は事前に通告することなく検査を実施することができる。)
- ・ その他の利点 税関との関係の向上、また信頼できる安全な取引先との評価を得られ、サプライチェーンの中でセキュリティ管理がしやすくなる、相互認証を得られる（EUはAEO制度や類似の制度を実施する国と相互認証を進めており、他の国でも同様な優遇措置が適用される場合がある）、事業者がセキュリティ・安全性の基準を満たすために投資をすることで多様な効果が得られる、などの利点がある。

(3) AEO 資格取得の基準

4つの基準

AEO 資格を取得するための基準には以下の4つがある。4)はセキュリティ・安全性のAEO資格の申請者が対象となる。

- 1) 通関業務に関する適切なコンプライアンスの記録
- 2) 適切な通関検査ができるような商業上・運輸上の十分な管理システムが整備されている
- 3) 健全な財務状況
- 4) 適切なセキュリティ・安全基準を維持していること

各基準の内容

4つの基準には以下のそれぞれの要件があり、さらに各要件については詳細な評価項目もある。

1) 通関業務に関する適切なコンプライアンスの記録

過去3年以内に関税法に対する重大な違反がないこと。ただし、違反の規模などから重要ではないとみなされ、申請者の誠実性に疑義がない場合は、適切なコンプライアンスがあると判断される。申請者が設立後3年未満の場合は、入手できる記録や情報に基づいて判断する。

2) 商業上・運輸上の十分な管理システムの整備

- ・ 一般会計原則に準じており、通関管理を円滑化する会計システムを整備している。
- ・ 税関当局が通関記録や輸送記録に物理的または電子的にアクセスできる。
- ・ EU域内の貨物と域外の貨物を明確に区分する物流システムを持つ。ただし、この要件は、セキュリティ・安全性のAEOの場合は不要。
- ・ 業務の種類や規模に対応した管理組織を持ち、それが貨物の流れの管理に適しており、違法取引または不規則な取引を識別する内部管理能力がある。

- ・ 通商政策や農産品貿易に関連する許認可の取り扱いで十分な手続きを行っている。
 - ・ 記録や情報の保管、情報の紛失防止のために、十分な手続きが行われている。
 - ・ コンプライアンスで問題が発覚した場合、税関当局に通知する必要性を従業員に周知させるとともに、税関当局への通知に関して適切な窓口がある。
 - ・ ファイヤーウォールやウイルス対策など情報技術に関して適切なセキュリティ措置がとられている。
- 3) 健全な財務状況 過去3年間の財務状況の健全性を証明できること。
- 4) 適切なセキュリティ・安全性の基準
- ・ 資格の対象となる業務に使用される建物が、不法侵入を阻止し保護する素材でできている。
 - ・ 出荷エリアや船積みドック、貨物エリアへの不正なアクセスを阻止する管理措置がとられている。
 - ・ 貨物へのいかなる物品の混入・交換・紛失の防止を含む、物品取り扱いの適切な措置がとられている。
 - ・ 禁止・制限貨物、およびこうした貨物と他の貨物との区別に関する輸出入ライセンスの取り扱いで、適切な手続きが行われている。
 - ・ 国際的サプライチェーンのセキュリティのため、取引先を明確に識別できる措置がとられている。
 - ・ セキュリティに係る立場の従業員について、セキュリティ上の審査を行い、定期的な経歴検査を実施している。また従業員をセキュリティに関する認識向上プログラムに参加させている。

3 . 申請と取得後の監視

申請場所

AE0 資格の取得を審査する当局に申請する。当局は AE0・IT システムを通じて、申請を全加盟国に通知する。このシステムで各税関当局は AE0 について情報を交換できる。こうした申請当局は、加盟 27 カ国のうち 20 カ国が国内 1 カ所に絞っているが、ドイツでは地域ごとに 42 カ所で申請できるほか、スロベニアが 10 カ所、オーストリアとスロバキアが 9

カ所ずつ、ハンガリーが7カ所、ポーランドが3カ所の申請場所をそれぞれ設けている⁴。また、イタリアは、税関庁のほか、税関庁のホームページに掲載されている税関事務所⁵でも申請することができる。

申請者は、税関関連業務の主要計算書が保管されるか取得できる加盟国で、かつ税関関連業務が行われている国で申請することになるが、以下のような点に留意しなければならない。

- ・ 多国籍企業で、異なる加盟国に複数の登録法人の子会社がある場合、AEO資格を取得したい子会社はそれぞれの登録国で申請する。
- ・ 支店は会社法では個別の法人とは見なされないため、各支店の所在地でAEO資格を申請する必要はない。
- ・ 税関関連業務を他の加盟国の法人に委託している場合は、自社の設立国の税関当局が別の加盟国で保管されている書類にコンピュータで確実にアクセスできるようにする。この場合、申請者は、書類にアクセスできると共に物流管理業務を行っており、税関関連業務の少なくとも一部を行っている国で申請する。

監視

税関当局はAEOが条件や基準に適合しているかを監視する。税関当局が実施する監視措置は全て記録される。税関当局は以下のような方法でこの規定を順守する。

- ・ 税関当局は、審査の過程で明らかになったリスクに対応するための方法を明示した監査計画を作成する。このため、監査計画は事業者ごとに異なる。この計画では、申告書の抜き取り検査、実施する製品の物理的な検査や監査の内容、企業の活動や貿易形態の変更の審査についての詳細が含まれる。
- ・ 事業者にはAEO資格を与える前に、AEOの条件や基準を順守する責任を示した諸条件に署名するよう求める。情報へのアクセス条件の変更や情報入手方法の変更を含めAEOの認可に影響を与えるような重大な事項は、管轄税関当局に通知する法的義務がある。

⁴ “List of AEO Competent Authorities” (TAXUD/1708/2007) 22 November 2007
http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/policy_issues/customs_security/AEO_competent_authorities_en.pdf

⁵ <http://www.agenziadogane.it/wps/wcm/connect/ed/Agenzia/Operatore+Economico+Autorizzato+AEO/>